

令和6年 天草市農業委員会第1回総会議事録

令和6年1月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和 弘 君
3番	金 棒 康 二 君	4番	淀 川 洋 一 君
5番	猪 原 真 滋 君	6番	中 村 三 千 人 君
7番	野 中 幸 廣 君	8番	平 岡 敬 則 君
9番	川 口 明 君	10番	富 崎 ます み 君
11番	黒 川 紀 世 子 君	12番	端 田 睦 子 君
13番	山 並 彰 一 郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上 原 和 之	局長補佐	松 本 馨
書記	浦 川 優 也	書記	濱 朋 也
書記	宮 川 楓 大		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第4号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外案件について
日程第6	議第5号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第7	議第6号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第8	議第7号	非農地証明書交付申請について
日程第9	議第8号	非農地判断について
日程第10	議第9号	令和6年度天草市農業労働賃金標準額について
日程第11		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和6年天草市農業委員会第1回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） あけましておめでとうございます。昨年は農業委員会の業務にご協力いただき、大変お世話になりました。今年もよろしく願いいたします。年明け早々に能登半島地震や日航機事故などの不穏なニュースが続き、先行きが不安な2024年になりましたが、私たちに課せられた農業委員会の業務を精一杯取り組んでいければと考えております。昨年は農地利用最適化推進委員に利用状況調査を実施していただきまして、事務局での事務処理がスムーズに進んだとのことで、大変喜ばしいことかなと思います。まだまだ試行錯誤している途中ですけれども、一歩ずつ進めて行けたら良いのではないかなと思います。また、令和6年度は15か所で目標地図の作成に向けて聞き取り調査を行う予定でございます。担当地区のみなさんにつきましては、大変ではございますがご協力をお願いします。本日は3条が4件、4条が1件、5条が2件、利用権設定が52件、非農地が5件で合計64件の案件が提出されております。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○事務局（上原和之君） 本日は、すべての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、議事の進行は会長をお願いいたします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、10番富崎委員、11番端田委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。楠浦町の譲受人は、楠浦町の譲渡人より、楠浦町の畑147㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦郵便局から北西へ約0.3km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認に行きました。写真

のとおり、現地は耕してありました。近くにお住まいの方が購入されたいとのことですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。新和町の譲受人は、大阪市の譲渡人より、新和町の田2,699㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した碓石簡易郵便局から北西へ約0.9km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。1月21日に小田推進委員と現地確認に行きました。譲渡人の方が遠方に住んでおられ、管理ができないとのことでした。申請地はこれまでも譲受人が耕作していたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。小松原町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑366㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から東へ約0.7km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。1月20日に原田推進委員と現地確認に行きました。海岸線沿いにある農地で風が少し心配な場所ですが、現地はすぐにも耕作できる状態にありましたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。五和町の譲受人は、福岡県遠賀郡と北九州市の譲渡人より、五和町の田と畑2,423㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した鬼池地区コミュニティセンターから南東へそれぞれ約0.1kmと0.5kmと0.6km、北西へ約0.3km、西へそれぞれ約0.3kmと0.6km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で6枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。次が現地の写真になります。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲と野菜、果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。1月21日に馬場推進委員と現地確認に行きました。事務局から説明があったとおり、7筆ありますが、すべて譲受人が管理されております。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について

てを議題と致します。なお、4条1番は5条1番の内容と関連しますのでまとめて説明していただきます。それでは、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の2ページと3ページをご覧ください。4条1番と5条1番について、関連する内容であるため、一括して説明します。4条1番の転用者は有明町の個人で、有明町の畑141㎡を車庫に転用している案件、5条1番の転用者は有明町の個人で、有明町の畑188㎡を売買により取得し、通路及び駐車場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から北東へ約0.7km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。全部で2枚あります。4条1番の写真です。次が5条1番の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、4条1番が自宅の近くに車庫が必要なため、車庫1棟として利用する計画、5条1番が駐車場及び車庫へ進入するための通路が必要なため、駐車場1台、通路、転回スペースとして利用する計画です。資料③の2ページと3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書がそれぞれ提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。1月23日に現地確認を行いました。平成5年に家を建設した際に、通路と車庫部分も同時に転用してしまったそうです。30年以上前に転用しており、始末書も提出してありますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より2番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。この案件は、令和4年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和4年天草市農業委員会第12回総会で許可見込みありと判断され、令和5年3月に除外されたものです。転用者は天草町の個人で、天草町の畑359㎡を贈与により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧福連木小学校から北西へ約1.9km、青色で着色した県道

本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。1 月 21 日に現地確認を行いました。周辺の土地所有者の同意も得ておりますし、家屋を建てても周辺農地に影響はないと考えております。県道沿いで利便性も良い場所なので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 4 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外案件についてを議題と致します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 4 ページをご覧ください。こちらは、令和 5 年第 11 回総会においてご審議いただいた、令和 5 年下期の農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請で転用許可見込みありと判断した根拠内容を変更するため、ご審議をお願いするものであります。除外申請の内容については、上段の表のとおりです。倉岳町棚底の田 4,207 m<sup>2</sup>を市役所庁舎及びガイダンスセンターへ転用するに当たり、令和 5 年第 11 回総会で農用地区域から除外後の農地区区分とその根拠、農地転用許可の見込みがありと判断した根拠について明記しております。この表の転用見込みありと判断した根拠について、県の担当課より指摘があり、下段の表のとおり「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業の用に供するために行われるもの」へ根拠理由を変更する必要があります。許可の判断や転用見込みの有無を判断する案件ではありませんが、根拠理由の変更についてご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件の根拠理由の訂正を行います。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 5 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 5 ページから 17 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 14 件、再設定が 10 件、合計 24 件で、筆数 48 筆、総面積が 55,741.32 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 5 ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 6 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の 18 ページから 34 ページをご覧ください。所有者不明農地の計画が 1 件、更新の計画が 4 件、再配分の計画が 9 件、利用権移転の計画が 14 件、合計 28 件で、筆数 105 筆、総面積 199,704 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 6 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 2 項の要件」をすべて満たしております。1 点補足で説明させていただきます。資料②の 18 ページをご覧ください。1 番の所有者不明農地とは、相続登記がされていない等により、所有者がすぐに判明しない・所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない農地のことをいいます。所有者不明農地制度では、農業委員会が登記名義人の配偶者と子どものみを探索し、それでも共有者が分からない場合、公示を 2 か月行えば、農地中間管理機構に貸せるようになる制度です。資料②の 18 ページの補償金とありますが、受け手の耕作者が法務局に補償金を供託することになっており、所有者等の申し出があった場合、その補償金が支払われることになっています。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

んか。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。補償金は返ってくる可能性はあるのでしょうか。

○事務局（浦川優也君） 返ってきません。土地所有者が現れたときのために、預けておくお金になります。

○7番（野中幸廣君） 永続的に利用できるのでしょうか。

○事務局（浦川優也君） 契約期間が設定されておりまして、終了すれば法務局に再度補償金を払って借りることになります。

○7番（野中幸廣君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に質疑はありませんか。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。供託金は農業公社と法務局、どちらに支払うのでしょうか。

○事務局（浦川優也君） 耕作者が農業公社に支払い、農業公社が法務局に支払います。

○5番（猪原真滋君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に質疑はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

---

○議長（本田実君） 日程第8、議第7号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が2件、御所浦地域が1件、倉岳地域が1件、新和地域が1件の計5件です。筆数は全体12筆、面積は6,835㎡となっております。資料③の7ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の35ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から6番の地図です。黄色で着色した天草工業高校から北東へ約2.1kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が7番から9番の地図です。黄色で着色した楠浦郵便局から北西へ約0.4kmと約0.5kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が10番の地図です。黄色で着色した御所浦保育所から南へ約0.5kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が11番の地図です。黄色で着色した天草市役所倉岳支所から北東へ約2.4kmのところにあります。次が



現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が12番の地図です。黄色で着色した大多尾地区コミュニティセンターから北東へ約0.4kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番から6番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 7番から9番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 10番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 11番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 12番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第9、議第8号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 議第8号、非農地判断についてご説明いたします。この議第

は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地B分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、河浦町河浦及び今田の農地119筆、面積が195,968㎡でございます。これらの農地は、去る令和5年12月13日に農業委員の野中委員と農地利用最適化推進委員の小林委員、事務局職員の植村・内田の計4名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨の情報提供を行う予定でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました。ご意見はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（本田実君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定いたします。

○議長（本田実君） 日程第10、議第9号、令和6年度天草市農業労働賃金標準額についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 議第9号、令和6年度天草市農業労働賃金標準額(案)についてご説明致します。労働賃金標準額一覧表の構成は、左から作業種目、作業内容、単位、標準額となっております。また、備考欄には前年度と比較した増減額を記載しております。この労働賃金標準額については、毎年見直しを行っており、毎年10月頃に改定される県の最低賃金等を考慮した上で作成しております。なお、この一覧表を作成するにあたり、参考資料として資料①と資料②を添付しております。まず、資料①をご覧くださいますと、県の最低賃金ですが、令和4年度の853円から令和5年度が898円と45円増加し、5.28%アップしております。また、その下の令和5年改定表に産業別の最低賃金を提示しております。次に資料②ですが、これは、天草市内の9つの集落営農法人で適用している作業受委託に係る賃金を集計し、平均額を割り出しております。今回変更したのは、水田あとの畝立てが200円増となっております。特に、一般農作業については、1日8時間7,400円としており

ますが、これにつきましては、毎年最低賃金が10月頃に改定されますので、最低賃金に抵触しないように気を付けていただくよう明記しております。なお、令和6年度天草市農業労働賃金標準額につきましては、「市政だより天草3月号」ならびに「市ホームページ」に掲載して周知させていただきます。以上、農業労働賃金標準額についてご説明しましたが、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） 只今、事務局から説明がありましたが、皆さんからご意見や質問はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） ご意見がなければ、本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がございませんので、農業労働賃金標準額については、原案のとおり決定いたします。

---

○議長（本田実君） 日程第11、報告事項について事務局よりお願ひ致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の43ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件。畑を形状変更して利用したいというものでした。第4条の許可不要転用届は1件。農業用水路として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和6年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

閉 会 14時40分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本田美

署名委員 端田睦子

署名委員 富岡すみ